

# 福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会

## 第 2 3 回 運 営 委 員 会 資 料

- 基金概要について ..... P 1 ~ 5
  
- 議 事
  - I 平成 2 7 年度事業実績について ..... P 6
  
  - II 平成 2 8 年度事業について ..... P 7
  
  - III 終期を迎えた補助金交付要綱について ..... P 8 ~ 1 0
  
  - IV 福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金制度の見直しについて P 1 1
  
  - IV 福岡市水道水源かん養事業基金要綱の一部改正について ..... P 1 2

平成 2 8 年 6 月 7 日 (火) 10:00~

# 福岡市水道水源かん養事業基金について

## 1 背景と基金の設置目的

福岡市は、政令指定都市の中で、唯一市内に一級河川が流れていないなど、地理的に水資源に恵まれていないため、大正12年の水道創設以来、主に近郊河川や市外のダムからの水資源確保に努めてきました。しかし、昭和53年には異常少雨により渇水が発生し、287日にも及ぶ長期間の給水制限により、市民生活や社会活動に多大な被害をもたらしました。

それ以後、市外を流れる一級河川の筑後川からの導水など、さらなる水資源開発を行ってきており、福岡市の水源は、約1/3を筑後川からの受水が占めるなど、その多くを市外に頼っている実情があります。

一方で、筑後川の上流域等の水源地域では、山村の過疎化、林業就業者の高齢化などにより、担い手や資金の不足が進み、手入れの行き届いた森林の管理が難しくなっている実情があります。

そのような背景がある中で、福岡市の水道水を将来にわたり良質な状態で安定的に確保するとともに、市民に水の大切さや水源地域に対する認識を深めてもらうことを目的として、本市水道水源のかん養機能の向上や水源地域との連携・協力を深める事業を行うため、平成9年度に「福岡市水道水源かん養事業基金」を設置しました。

### 〔基金設置根拠条例等〕

#### 福岡市水道水源かん養事業基金条例(抜粋)

##### (設置)

第1条 福岡市の水道水源のかん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うため、福岡市水道水源かん養事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計及び水道事業会計のそれぞれの歳出予算において均等に定める額の合計額とする。

2 前項の合計額は、各年度における水道料金調定の基礎となる使用水量1立方メートルにつき1円をもって算定した額を目安とする。

(省略)

##### (処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(省略)

##### 附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

#### 福岡市水道水源かん養事業基金要綱(抜粋)

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市水道水源かん養事業基金条例(平成9年福岡市条例第42号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、福岡市の水道水源かん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うために必要な事項及び福岡市水道水源かん養事業基金(以下「基金」という。)の積み立て方法を定めるものとする。

##### (基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 本市水道関連水源林の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他水源林の造成整備事業
- (2) 水源地域の活性化に資する事業
- (3) 水源地域の地元自治体が主催する植樹祭、その他の上下流交流事業
- (4) 本市水道関連ダム周辺の水源林の用地取得事業
- (5) その他基金からの交付が適当と認められる事業

(省略)

##### (運営委員会)

第4条 条例第6条に規定する処分に関して、市長の諮問に応じ協議するため、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、基金を処分し実施する事業の内容、計画等に関することを協議する。

3 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(以下省略)

大渇水時の南畑ダム (S53年)



## 《参考》

### 福岡市の水源

福岡市の水源は、8つのダム（うち5つは市外）と、近郊河川そして福岡地区水道企業団※からの受水でまかなっており、多くの水源を市外に頼っています。

#### ダム

福岡市が取水している8つのダムの利水容量は約4,670万 $\text{m}^3$ になります。

曲淵・脊振・長谷(市内)ダム、久原ダム(久山町)は水道専用ダム、南畑(那珂川町)・江川(朝倉市)・瑞梅寺(糸島市)・猪野ダム(久山町)は、水道のほかに治水や灌漑なども目的とする多目的ダムとなっています。

#### 近郊河川

市内を流れ博多湾に注ぐ川は、多々良川、御笠川、那珂川、室見川などありますが、そのすべてが中小の河川で、大河川と呼ばれる一級河川はありません。

#### 企業団受水

##### ●筑後川の水

九州最大の一級河川「筑後川」は、広く福岡、佐賀、熊本、大分の4県にまたがり、特に中・下流域において豊かな土壌を育むなど、古くから多くの実りをもたらしてきました。

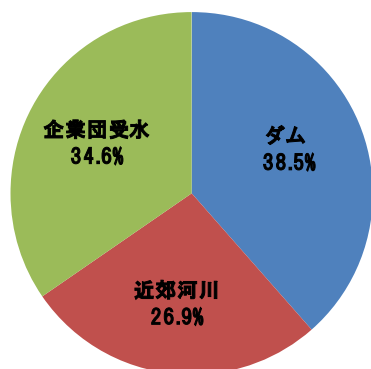
福岡市は、昭和58年から、筑後大堰地点より取水された筑後川の水を、福岡地区水道企業団の牛頸浄水場を経由して、水道用水として受水しています。

##### ●海水淡水化事業

福岡都市圏は、気象条件に左右されることなく安定した給水を行うことができる海水淡水化事業に取り組み、福岡地区水道企業団が事業主体となって、生産水量1日最大50,000立方メートルの「海の中道奈多海水淡水化センター」を建設し、平成17年度から供給を開始しました。

#### 水源別取水割合

(平成22～26年度 5年間の平均値)



年間総取水量  
146,568,980 $\text{m}^3$

1日平均給水量  
398,759 $\text{m}^3$

#### ※福岡地区水道企業団とは？

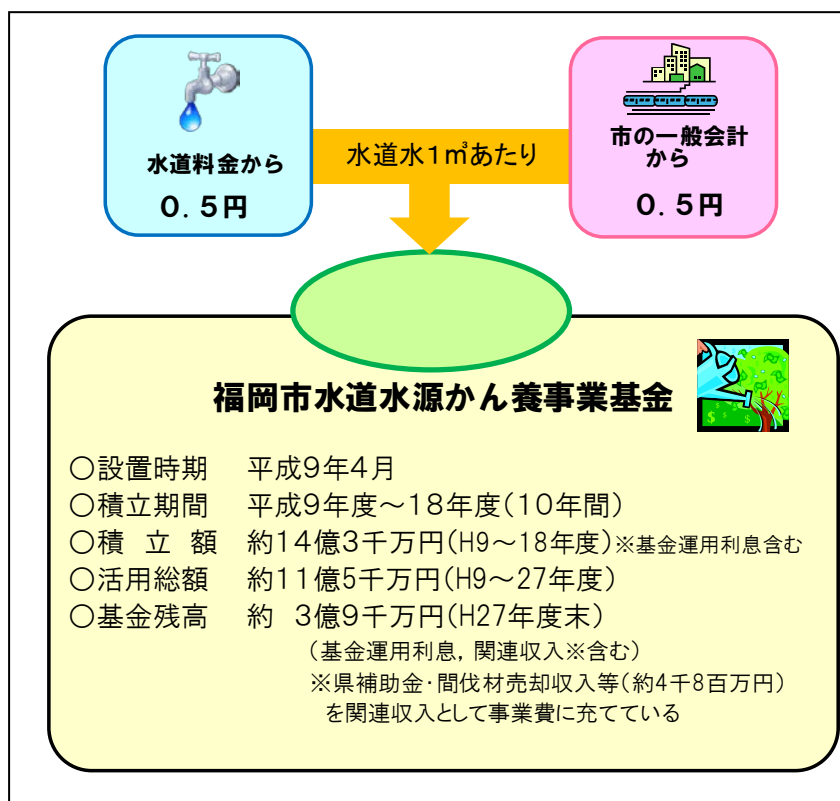
福岡地区水道企業団は、6市7町1企業団1事務組合で構成されており、水資源に恵まれない福岡都市圏の水需要の増加に対処するため、筑後川から取水して浄水処理した水、多々良川水系の鳴淵ダムから取水して浄水処理した水及び海水淡水化センターで生産した水を、久山町以外の構成団体に、水道用水として供給しています。

#### 【構成団体】

福岡市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・春日那珂川水道企業団・古賀市・宇美町・志免町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町・新宮町・宗像地区事務組合・糸島市

## 2 基金の現況

平成9年度に設置した「福岡市水道水源かん養事業基金」は、『水道水を1m<sup>3</sup>使用するごとに1円を積立てる』こととしたもので、10年間で15億円の積立てを目標にして、平成18年度まで積み立てを行いました。



## 3 基金で行う事業

10年間で積み立てた基金を活用し、本市水道関連ダム※1の水源地域や、筑後川上流域の水源地域※2等において、毎年度、以下の事業を行っています。

- ※1 本市水道関連ダム [ 曲淵・背振・長谷(市内)、南畑(那珂川町)、江川(朝倉市) 瑞梅寺(糸島市)、久原・猪野(久山町)、五ヶ山(建設中) 吉野ヶ里町・那珂川町 ]
- ※2 筑後川上流域の水源地域 [ 日田市(大山町・中津江村) ]

		28年度予算	概要
基金	<b>【水源地域の森林保全】</b>	<b>59,027</b>	
	(1) 市内水源かん養林整備事業	27,954	P4
	(2) 市外水源かん養事業への支援	31,073	P4
	<b>【水源地域との連携・協力】</b>	<b>1,400</b>	
	(3) 水源地域との交流事業	1,400	P5
<b>【市民との共働】</b>	<b>2,900</b>		
(4) 水源林ボランティア共働事業	2,000	P5	
(5) 福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金事業	900	P5	
<b>合計</b>		<b>63,327</b>	

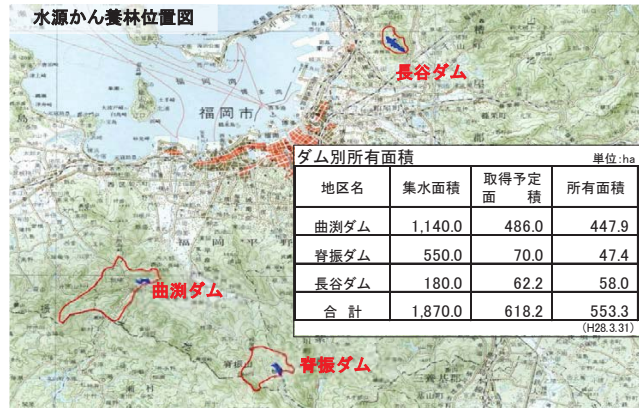
## 4 事業の概要

### 【水源地域の森林保全】

#### (1) 市内水源かん養林整備事業

##### <目的>

昭和53年の渇水を契機に、水源かん養機能を有する水源林の重要性を再認識し、市内の水道専用ダムである曲淵・脊振・長谷ダムの集水区域の民有林を取得し、乱開発による水質の汚染防止に努めると共に、水源かん養機能を高めるため、間伐や造林等の水源かん養林の整備を行っています。



##### <水源かん養機能> ~ 水道水にはとても大事な機能です ~

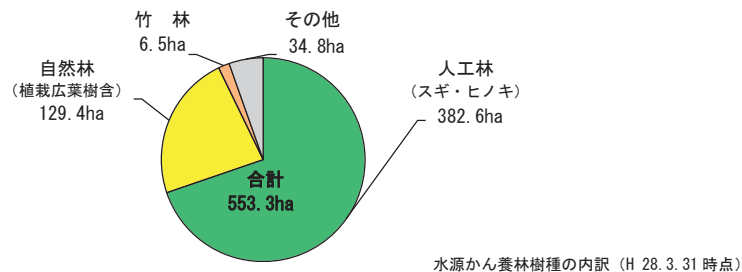
**水資源貯留機能:** 森林は土の中に水を蓄えることで、雨が降らない時でも河川にゆっくりと流れ出し、水の流れが絶えないようにします。

**洪水調整機能:** 森林に降った雨は地中にゆっくりと浸透し、一時的に蓄えられることから、雨水が一気に河川へ流れ込むことを防ぎます。

**水質浄化機能:** 森林の土壌は、雨が浸み込むと空気中の塵や大気汚染物質を取り除くとともに、ミネラルが溶け出し、おいしい水になります。

##### <森林の種類>

森林には自然林と人工林がありますが、水道局が水源かん養林として取得した森林の内、木材生産を目的として人工的に植えられたスギ・ヒノの人工林が、全体の約70%を占めており、取得後も継続的に手入れが必要となっています。

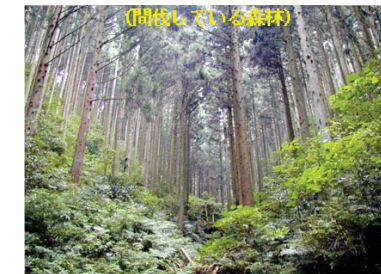


##### <荒廃する人工林>

人工林は木材生産を目的として作られた森林で、真っ直ぐな木材を作るため、密に植えられています。そのため定期的な間伐(間引き)を行わないと太陽光が木の根元や地面に十分届かないので下草等が生えにくく、土壌は流され根はむき出しとなります。その結果、土砂災害が起こりやすい森林となり、水源かん養機能は低下していくことから、安定した良質の水資源の供給が困難となります。

##### <望ましい水源かん養林>

間伐などの手入れを繰り返すことで、森林内に太陽の光が入りやすくなると、下層や中間層に多くの広葉樹や草本類が混入した複層林となり、さらに間伐を繰り返すと、針葉樹と広葉樹が混じった混交林となります。そして、最終的には針葉樹の人工林をかん養機能が優れた広葉樹の森・天然林の森へと変えていきます。



#### (2) 市外水源かん養事業への支援

##### ① 市外水源かん養林整備支援事業

水道局が供給している水道水は、その水源の多くを筑後川などの市外に依存しています。

しかし、筑後川上流などの水源地域では、過疎化や林業就職者の高齢化による担い手不足等が要因となり、十分な森林管理が望めない状況となっています。

このため、市外水源かん養林整備支援事業として、那珂川町(南畑ダム)、糸島市(瑞梅寺ダム)と等分の費用負担で、各ダム集水区域の民有林を対象として行われる森林整備を支援しています。

##### ② 市外水源かん養基金への支援 **平成27年度事業開始**

福岡市の水道関連ダムの中で最大の利水容量を有する江川ダムや福岡都市圏が水道用水を取水している寺内ダム、筑後川の流量の安定化や環境改善等を目的として建設が進められている小石原川ダムの上流域や周辺地域では、過疎化や林業就職者の高齢化による担い手不足等の要因に加え、近年有害獣被害が著しく増加したため、森林の荒廃が非常に深刻なものになっています。

そこで、森林の再生と水源かん養機能向上を目的とした長期的な取り組みを行うため、3つのダムの水源地域自治体である朝倉市及び東峰村において「水源かん養基金」が平成27年4月に設置されました。同基金を活用した取り組みは、福岡市などのダム利水者にとっても、将来にわたりダムから安定的に水道用水を取水するために必要なものであるため、同基金へ協力することとし、平成27年度から支援金を拠出しています。

## 【水源地域との連携・協力】

### (3) 水源地域との交流事業

筑後川流域の日田市・朝倉市や吉野ヶ里町などの水源地域において、植樹・下草刈りなどの育林活動、森林・農業体験やダム見学等を通じた交流を実施し、福岡市民と水源地域の方々との相互理解・連携を深めています。

地域	事業名	本市との関係性	開催時期	内容	主な参加者	H27年度参加者数 (うち福岡市民)
朝倉市	上秋月湖水源の森づくり事業	江川ダムの水源地域	11月	植樹・間伐等の育林活動、交流会	福岡市民、朝倉市民等	71 (26)
日田市	200海里の森づくり下草刈り事業 (中津江村)	筑後川上流の水源地域	9月	下草刈り等の育林活動、交流会	福岡市民、日田市民、大川市民等	242 (195)
	ひとまるごとガーデニング事業 (大山町)		9月	下草刈り等の育林活動、交流会	福岡市民、日田市民等	116 (84)
吉野ヶ里町	弥生の都吉野ヶ里町交流事業 「吉野ヶ里でタケノコ掘り隊！」	五ヶ山ダム (建設中)の水源地域	4月	五ヶ山ダム建設現場見学、 森林・農業体験	福岡市民、 吉野ヶ里町民等	65 (35)
	弥生の都吉野ヶ里町交流事業 「発見！秋の吉野ヶ里」		11月			64 (37)



上秋月湖水源の森づくり植樹の様子



200 海里の森づくり下草刈りの様子

### ※ 福岡都市圏流域連携基金事業への参画

地理的に水資源に恵まれない福岡都市圏 17 市町(※1)が連携・協力して、水源開発の円滑な推進や渇水時の取水の安定化を図るため、平成 17 年度に設立した「福岡都市圏流域連携基金」へ、本基金から負担金を拠出するとともに、都市圏共通の水道関連ダム(※2)の水源地域や流域との交流推進、森林保全、地域振興支援などの事業を、都市圏の他の自治体と共同で行い、相互理解と連携を深めています。

同基金の積み立ては、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間で終了しましたが、事業の運営や実施への参画は、今後も継続して行います。

※1 福岡都市圏 17 市町

福岡市/筑紫野市/春日市/大野城市/太宰府市  
那珂川町/古賀市/宇美町/篠栗町/志免町/須恵町  
新宮町/久山町/粕屋町/宗像市/ 福津市/糸島市

※2 都市圏共通の水道関連ダム

鳴淵(篠栗町)、江川・寺内(朝倉市)、合所(うきは市)、  
大山(日田市)、五ヶ山(吉野ヶ里町;建設中)



水キャンペーン(博多駅)



筑後川の恵みフェスティバル(天神)

## 【市民との共働】

### (4) 水源林ボランティア共働事業

市民との共働による水源林保全活動等の活性化を図るため、「福岡市水源林ボランティア」と共働して、下記の活動等を実施しています。

#### ① 育林活動(伐竹・下草刈り・間伐・枝打ち・植樹等)



#### ② 広報活動(水・水源林・水源林保全活動の大切さを市民へPR)



※福岡市水源林ボランティア 認定・登録者数 96 名 (H27 年度末現在)

内 容	回数	延べ参加者人数
伐竹, 下草刈り, 間伐, 枝打ち等の定期活動	48	600
市が主催するフォローアップ研修, 各種講習会	4	135

### (5) 福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金事業

子ども会育成連合会などの市民団体が実施する水源地域での植樹、下草刈り、枝打ち、間伐等の育林活動や水源地域住民との交流活動等に要する費用(バス借上料、会場借上料など)の一部を助成し、その活動を支援しています。

助成事業の概要	対象となる活動	福岡市関連の水源地域で実施する植樹、下草刈り、枝打ち、間伐等の育林活動 ・水源地域住民との交流活動 ・水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催 (ただし、市内で開催されるものに限る。)など
	対象となる団体	福岡市内に居住又は勤務もしくは通学する者で構成する概ね20名以上となる市民団体
	対象となる経費	バス借上料、有料道路通行料、傷害保険料、会場借上料、会場設営費、指導者謝礼金等
	助成額	対象経費の2分の1以内の額(ただし、1団体 1年度 50万円を限度)
	活動実施先	朝倉市、日田市(大山町、中津江村)、吉野ヶ里町等の水源地域

【例：城南地区地域交流団 日田市中津江村野田地区住民との下草刈り交流】



下草刈りの様子



交流会の様子

# I 平成27年度事業実績について 決算額 99,772 千円

## 1 水源地域の森林保全 《決算額 96,348 千円》

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額	内容
① 市内水源地林整備等事業（曲淵・長谷・脊振ダム）			
育 林	46,645	46,187	下刈12.6ha, 除伐26.9ha, 間伐37.7ha ：施業面積 約77.2ha
造 林	5,400	3,173	植林：施業面積 約 1.6ha
林内作業道整備	20,571	15,010	曲淵線開設：L=約0.23km ※27年度完成
森林GISデータ更新	916	916	システム保守、データ整備、リース料
小 計	73,532	65,286	
② 市域外水源地林整備支援事業			
	31,073	31,062	・南畑ダム集水区域（那珂川町）及び瑞梅寺ダム集水区域（糸島市）の水源地林整備 ・朝倉市・東峰村水源かん養基金への支援
合 計（①+②）	104,605	96,348	

## 2 水源地域との連携・協力 《決算額 1,150 千円》

(単位：千円)

事業名	予算額	決算額	開催場所	内 容	参加人数 (うち福岡市民)
① 朝倉市との交流事業（江川ダム関連）					
上秋月湖水源の森づくり事業	1,500	500	朝倉市江川	植樹	71 (26)
小 計	1,500	500			
② 日田市との交流事業（筑後川上流地域関連）					
200海里の森づくり下草刈り事業	600	400	日田市中津江村	下草刈り	242 (195)
ひと山まるごとガーデニング	200	200	日田市大山町	下草刈り	116 (84)
小 計	800	600			
③ 吉野ヶ里町との交流事業（五ヶ山ダム関連）					
吉野ヶ里でタケノコ掘り隊(春)	300	50	佐賀県 吉野ヶ里町	ダム見学	65 (35)
秋の吉野ヶ里探訪！				森林・農業体験	64 (37)
小 計	300	50			
合 計（①+②+③）	2,600	1,150			

## 3 市民との共働 《決算額 2,274 千円》

(1) 水源林ボランティア共働事業 (予算額 2,107 千円 決算額 1,689 千円)

(単位：千円)

費 目	予算額	決算額
活動助成金 (¥1,050/人(交通費+保険料))	630	630
その他消耗品, 資材, バス借上代等	1,477	1,059
合 計	2,107	1,689

(2) 福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成事業 (予算額 1,500 千円 決算額 585 千円)

(件) (件) (単位：千円)

内 容	申請団体数	実施事業数	助成金交付額
市民団体水道水源かん養等活動助成金	6	8	585

## II 平成28年度事業について

予算額 63,327千円

### 1 水源地域の森林保全 《予算額 59,027千円》

(単位：千円)

事業名	27年度 予算額	28年度 予算額	内容
① 市内水源かん養林整備事業（曲淵・脊振・長谷ダム）			
育 林	46,645	25,046	下刈20ha, 除伐10ha, 間伐40ha：施業面積 約70ha ※ 公道沿い竹林の集中除伐完了(25N~27N)
造 林	5,400	2,500	広葉樹の植林：施業面積 約 1.0ha
林内作業道整備	20,571	0	平成27年度完成
森林GISデータ更新	916	408	システム保守, リース料
小 計	73,532	27,954	
② 市外水源かん養事業への支援			
	31,073	31,073	・南畑ダム集水区域（那珂川町）及び瑞梅寺ダム集水区域（糸島市）の水源林整備 ・朝倉市・東峰村水源かん養基金への支援
合 計（①+②）	104,605	59,027	

### 2 水源地域との連携・協力 《予算額 1,400千円》

(単位：千円)

事業名	27年度 予算	28年度 予算	開催場所	内 容	開催予定日
① 朝倉市との交流事業（江川ダム関連）					
上秋月湖水源の森づくり事業	1,500	750	朝倉市江川	植樹	平成28年11月中旬
小 計	1,500	750			
② 日田市との交流事業（筑後川上流地域関連）					
200海里の森づくり下草刈り事業	600	400	日田市中津江村	下草刈り	平成28年9月上旬
ひと山まるごとガーデニング	200	200	日田市大山町	下草刈り	平成28年9月下旬
小 計	800	600			
③ 吉野ヶ里町との交流事業（五ヶ山ダム関連）					
吉野ヶ里でタケノコ掘り隊(春)	300	50	佐賀県 吉野ヶ里町	ダム見学 森林・農業 体験	28.4.16地震発生のため中止
秋の吉野ヶ里探訪！					平成28年11月上旬
小 計	300	50			
合 計（①+②+③）	2,600	1,400			

### 3 市民との共働（市民活動の推進）の取り組み 《予算額 2,900千円》

#### (1) 水源林ボランティア共働事業（予算額 2,000千円）

(単位：千円)

費 目	予算額
活動助成金（¥1,050/人(交通費+保険料)）	630
その他消耗品, 資材, バス借上代等	1,370
合 計	2,000

#### (2) 福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成事業（予算額 900千円）

(5月末現在：申請事業件数2件、助成金交付予定額101千円)



### Ⅲ 終期を迎えた補助金交付要綱について

福岡市では、補助金制度の明確化、公平性・透明性の確保、市民への説明責任を果たすことによる納得感の向上を目的として、より適切な補助金交付事務に取り組むために、「福岡市補助金ガイドライン」を平成25年10月1日（平成26年4月1日改正）に策定しました。

この、福岡市補助金ガイドラインでは、全ての補助金（補助制度が条例化されているものを除く）の交付要綱については、事業の自立を促すため、補助効果の検証を行い、見直しを行う契機を設けることを目的に、各補助金の支出の根拠となっている補助金交付要綱・要領に「終期」を設定しています。

また、終期を迎えた補助金交付要綱・要領について、終期の到来が当該補助制度の自動的な終了を意味するのではなく、継続の必要性を検証し、その結果、継続の必要性が認められるものについては、延長理由を明確化し、市HP上で公表している「補助金調書」において、補助制度を延長する理由を公表することとしています。

福岡市水道水源かん養基金事業では、次の2件の補助金制度があり、要綱に定めた終期が、平成29年3月31日となっているため、福岡市補助金ガイドラインの定めに基づき、補助要綱の継続の必要性を検証する必要があります。

なお、検証にあたっては、下記の「継続に関する検証の視点」を参考にします。

#### 1 検証の対象となる補助金

- (1) 福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金  
（事業名：福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成）
- (2) 福岡市水源林ボランティア活動助成金  
（事業名：福岡市水源林ボランティア共働事業）

#### 2 継続に関する検証の視点

- (1) すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- (2) 社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
- (3) 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- (4) その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- (5) 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

## (1)福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金

補助金名	福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金			
交付先	市民団体			
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	随時	
(公募の場合) 応募要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市に居住又は勤務,若しくは通学する者が概ね20名以上の団体であること。</li> <li>・育林活動や水源地域との交流事業等,補助対象となる活動を実施すること。</li> </ul>			
補助開始年度	平成11年度～	経過年数	16年	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><b>【目的】</b> 水道水源のかん養機能の向上や水源地域との連携強化を図るため,町内会や子供会などの市民団体が実施する育林等の活動や水源地域との交流活動に対し,バス借上代,高速道路使用料,苗木代などの経費の一部を助成するもの。</p> <p><b>【対象事業】</b>            ①福岡市関連の水源地域での植樹,下草刈り,枝打ち,間伐等の活動            ②水源地域住民との交流活動            ③水源地域との交流等に関する講演会,シンポジウム等の開催(ただし,開催場所は市内に限る)</p>			
補助金の終期	平成29年3月31日			
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	<p><b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b>            ①補助対象経費            バス借上げ料,有料道路通行料,傷害保険料,苗木・肥料代,会場借り上げ料,指導者謝礼金等            ②算定方法・考え方            上記経費の総額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)            ※1市民団体につき,1会計年度において50万円を限度とする。</p>		
交付実績	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	585 千円	596 千円	872 千円	1383 千円
平成27年度補助事業 の主な実施概要	<p><b>【交付実績】</b>            申請団体6件            申請件数8件(実施先内訳:日田市4件,朝倉市3件,吉野ヶ里1件)            交付金額585,000円</p> <p><b>【主な事業内容及び参加者数】</b>            ・水源地域での植樹,下草刈り,交流会,農業体験,ダム見学等            ・参加者数 : 518人(福岡市民299人 水源地域住民 219人)</p>			

## (2)福岡市水源林ボランティア活動助成金

補助金名	福岡市水源林ボランティア活動助成金			
交付先	福岡市水源林ボランティア			
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	随時	
(公募の場合) 応募要件	福岡市水道局が認定した水源林ボランティアが5人以上で活動すること。 (認定条件 : 座学 8時間以上 ・実技 12時間以上を受講した者)			
補助開始年度	平成20年度～	経過年数	8年	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><b>【目的】</b> 市民との共働による水源林保全活動等の活性化を図る。</p> <p><b>【対象事業】</b> 事前に水道局と協議のうえ作成した活動計画によって実施される、本市関連の水源地域における、造林・育林活動及び水源地域住民との交流活動。</p>			
補助金の終期	平成29年3月31日			
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	<p><b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b></p> <p>①補助対象経費 1回の活動につき、1人1,050円(※ただし、5人以上での活動に限る。)</p> <p>②算定方法・考え方 交通費相当額1,000円+傷害保険料相当額50円=1,050円</p>		
交付実績	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	630 千円	630 千円	630 千円	502 千円
平成27年度補助事業 の主な実施概要	<p><b>【活動実績】</b> 対象活動回数: 56回 対象参加人数: 600人</p> <p><b>【主な活動内容】</b> ・市内水源かん養林における下草刈り, 伐竹, 間伐, 枝打ち等 ・水道関連イベント等での広報活動 ・水源地域における育林活動および交流事業</p>			

## IV福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金制度内容の見直しについて

### 1 見直しの内容

補助金の有効活用及び公平性の確保の観点から、「市民団体水道水源かん養等活動助成金交付要綱」について、制度を見直し併せて交付要綱の改正を行うもの

#### (1) 「指導者等謝礼金」及び「講師等謝礼金」の基準（上限）の設定

**指導者等謝礼金及び講師等謝礼金に対する助成額の上限として「市講師謝礼基準」を採用する。**

##### 【現状】

○福岡市市民団体水道水源かん養基金等活動助成金交付要綱（以下「交付要綱」という）第2条において、「助成金の対象となる経費については、別表のとおりとする」となっており、別表では項目のみを定めているのみで、謝礼金の金額に基準がないため、申請団体の申請額がそのまま補助対象額となっている。

##### 【変更理由】

○指導者等謝礼金及び講師等謝礼金については、一般的な金額といえるデータがなく、助成対象としての適否の判断ができないため、本市における「講師謝礼基準」を上限とする基準を設けるもの。

#### (2) 助成金交付率の見直し

**森林保全活動を行う団体への助成金交付率を、対象経費の3分の2に拡大する。**

##### 【現状】

○現行の交付要綱では、第4条第1項で「助成金の交付金額は対象経費の2分の1以内の額」と規定している。

##### 【変更理由】

- 本助成制度の対象となる活動は水源地であり遠方のため、活動事業費の約6割が活動場所への移動に係る経費（バス借上料）という実態である。
- 申請団体は町内会や子ども会などで、財源に乏しく、団体での自己負担額が大きくなれば、活動ができなくなるという状況にある。
- 本市の他の補助金制度を調査したところ、本制度は他に比べて助成率が2分の1と低いこともあり、本制度の有効な活用を図るため、助成金交付率を見直すもの。
- 助成金交付率の見直しにあたっては、本制度（福岡市水道水源かん養事業基金）の目的に照らし、森林保全活動への助成を手厚くするもの。

#### (3) 受付方法の変更

**申請期間を、交付年の1月頃とし、2月頃に仮決定を行い、3月下旬の予算成立後に本決定を行う。**

##### 【現状】

○現行の申請受付には、受付期間を設けていないため、先着順に受付をしている。

##### 【理由】

○助成金交付の適正な運用を図るために、申請受付期間を設け、申請内容を審査のうえ選考のうえ交付決定するよう改めるもの。

## V 福岡市水道水源かん養事業基金要綱の一部改正について

### 1 見直しの内容

本要綱の第2条の基金処分対象事業及び第4条の運営委員会の設置目的について、下記のとおり改正を行うもの

#### (1) 基金処分対象事業の整理

要綱第2条第4号「本市水道関連ダム周辺の水源林の用地取得事業」を削除し、第5号を第4号とする。

#### 【改正理由】

○平成9年度に基金を設立し、事業実施20年目となり実施事業を整理すると(1)～(3)までの事業は実施しているが、(4)の用地取得事業は水道事業自己資金において実施しており、今後も本基金を処分して用地取得する計画はないことから削除するもの。

#### (基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 本市水道関連水源林の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他水源林の造成整備事業
- (2) 水源地域の活性化に資する事業
- (3) 水源地域の地元自治体が主催する植樹祭、その他の上下流交流事業
- (4) 本市水道関連ダム周辺の水源林の用地取得事業**
- (5) その他基金からの交付が適当と認められる事業



#### (基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 本市水道関連水源林の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他水源林の造成整備事業
- (2) 水源地域の活性化に資する事業
- (3) 水源地域の地元自治体が主催する植樹祭、その他の上下流交流事業
- (4) その他基金からの交付が適当と認められる事業

#### (2) 運営委員会の設置目的を整理

要綱第4条第1項「条例第6条に規定する処分に関して、市長の諮問に応じ協議するため」を「基金を処分して実施する事業の評価や効果的な推進に向けた助言・提案を行うため」に改め、同条第2項を削除し、第3項を第2項とする。

#### 【改正理由】

○設置目的をより具体的にし、運営委員会に求める役割の明確化を図るもの。

#### (運営委員会)

第4条 ~~条例第6条に規定する処分に関して、市長の諮問に応じ協議するため~~、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

**2. 運営委員会は、基金を処分し実施する事業の内容、計画等に関するものを協議する。**

3 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。



#### (運営委員会)

第4条 **基金を処分して実施する事業の評価や効果的な推進に向けた助言・提案を行うため**、福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。